

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2013年3月
(平成25年)
第21号

転入・転出にともなうトラブルに

気をつけましょう！！



～新聞勧誘を受けた。必要ないときは・・・～

[事例] 新聞の勧誘員が家にやってきた。断って、ドアを閉めようとしたが無理やり玄関に入ってきた。何度も断っているのに、怒っているような口調で話しかけたかと思うと、今度は泣き落としのように頼みこまれたり、あまりにしつこいので仕方なく契約をしてしまった。

[アドバイス]

◇ドアを開ける前に業者名と用件を聞き、必要なければきっぱりと断りましょう。

◆消費者が契約しない旨の意思を表示した場合、再度勧誘することは禁止されています。また、何度断っても帰らずに消費者が困惑し契約をしてしまったときは消費者契約法の不退去にあたり、契約解除ができる場合があります。

◇契約書を受け取ってから8日間は無条件で契約解除(クーリング・オフ)が可能です。

((独)国民生活センターHPから引用)

～賃貸住宅を退去するときは・・・～

[事例] 転勤のため、賃貸マンションを退去することになった。入居の際に礼金と別に敷金4か月分の56万円を支払った。契約時にそのうち2か月分は返金されないと説明されていた。きれいに使用していたつもりだったが、残り2か月分のうち23万円以上がリフォーム代に充てられると言われた。内訳を出してもらったが、クロス張替部分で納得できない費用もある。

[アドバイス]

◇退去の際は、管理会社などの立会いのもと、物件状況の確認をし、原状回復費用の負担範囲を確認しましょう。

※賃貸住宅における原状回復義務とは、その住宅を入居時の状態に完全に戻すまでの必要はなく、借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用などによって生じた損耗、もしくは無断で現状を変更したときに負う責任をいいます。



((独)国民生活センターHPから引用)

～インターネット回線契約を結ぶと引越料金が格安になるセット契約～

[事例] インターネットで数社に見積もりを依頼した。その後、1社から「一緒にインターネット回線の契約をすると引越代金が10分の1になる」との電話があったので、引越と回線の契約をセットで申し込んだ。回線契約についての詳細な説明はなく、改めて通信業者から必要書類が届くとだけ言われた。電話を切った後、あまりに安いので不安になり、すぐにキャンセルの電話を入れ了解された。しかし後日、引越当日の予定を知らせるメールが届いた。引越業者に確認の電話をしたところ、キャンセルされていない。再度キャンセルを伝えたが、きちんとされているか不安である。

[アドバイス]

◇電話だけでなく、念のため、契約の経緯を記した文書を引越業者に送付し解約を申し出ましょう。



◆セット契約に関する苦情相談が多数寄せられています。これは、回線契約の内容説明などができない引越業者が、回線契約の申し込みで入る紹介手数料を前提として格安で引越サービスを提供するもので、消費者からみれば契約先や契約内容が分かりにくくなるという一面もあります。また、回線契約を解約することにより、引越の料金が当初と変わってしまうなど、契約内容が複雑になりトラブルになりがちです。見積もり時には引越運送約款・見積書をしっかりと確認しましょう。

((独)国民生活センターHPから引用)

不審に思ったら、またトラブルにあったら、

すぐに消費生活センターにご相談ください！！

★消費生活トラブルにあわないための6か条★

昨今の悪質トラブルの手口は、複雑巧妙になっています。

被害を防ぐための6か条を6回にわたり紹介しています。今月はその三です。

その三. きっぱり断る

あいまいな態度はダメ。

き然とした態度でハッキリ「お断りします」と言きましょう。

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

（相談専用電話）

相談は無料、秘密は厳守します。

☎631-5455

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

